

シルバープラン青梅

第4次 中期計画

令和5年度 ~ 令和9年度

公益社団法人

青梅市シルバー人材センター

目 次

1	はじめに	1
2	シルバー人材センター事業の目指す方向性（全シ協）	2
3	青梅市シルバー人材センター事業を取りまく情勢	2
4	計画の策定に当たって	2
	（1）シルバー人材センターとは	
	（2）計画策定の目的	
	（3）シルバー人材センターの活動理念	
	ア 自主的・主体的な組織活動	
	イ 共働・共助の事業活動	
	（4）計画策定に当たっての基本的な視点	
	ア 会員の増強	
	イ 信頼される仕事への取組み	
	ウ 安全就業、適正就業の推進	
	エ 地域への貢献	
	オ 生きがいのある生活づくり	
	カ 効率的な組織運営	
5	中期計画	5
	（1）将来像	
	（2）計画期間	
	（3）基本的な目標（会員数、契約金額、ほか）	
	（4）中期計画の施策	
	『 会員の増強 』	5
	『 信頼される仕事への取組み 』	6
	『 安全就業、適正就業の推進 』	9
	『 地域への貢献 』	11
	『 生きがいのある生活づくり 』	12
	『 効率的な組織運営 』	14

6	第4次中期計画策定委員会設置要綱	16
7	第4次中期計画策定委員会委員名簿、計画策定の経過	17
8	青梅市シルバー人材センターの概要	18
9	青梅市シルバー人材センターのしくみ	20
10	就業の形態	21
11	シルバー人材センターの法的な位置付け	22
	(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	
	(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	
12	付属資料	24

1 はじめに

青梅市シルバー人材センターは、昭和52年6月に青梅市高齢者事業団として設立し、昭和55年12月に社団法人シルバー人材センター青梅市高齢者事業団と改称し、任意団体から社団法人に移行いたしました。その後、平成2年7月に名称を、社団法人青梅市シルバー人材センターと改め、平成20年12月1日には公益法人としての認定を受けて、平成24年4月1日に公益社団法人青梅市シルバー人材センターに移行して現在に至り、設立から42年が経ちました。

この間、近年の人口減少や高齢者を取り巻く雇用環境の大きな変化の中にあっても、青梅市をはじめとする関係機関、市民および事業所各位のご理解とご支援、また会員各位の普段のたゆまない努力の積み重ねにより順調に組織運営を行う事ができました。

しかしながら、会員数は年々減少する傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の収束もみられない中で、公益法人としての新しい生活様式への対応や急速に進むデジタル化社会など、時代の変化に対応した計画に改める必要があることから、令和4年度をもって満了となる現計画を見直し、新たな計画を策定することといたしました。

令和5年度を初年度とする本計画は、社会経済情勢の目まぐるしい変化を考慮して5年間の計画とし、前計画の基本的な考え方を踏襲するとともに、新たな視点も加えた中期計画といたしました。

2 シルバー人材センター事業の目指す方向性(全シ協)

全国シルバー人材センターには、今後のシルバー事業の方向性が示されています。

高齢者の安定就業の確保と適正就業を順守して安全就業を実施することを踏まえ、今後のシルバー事業の方向性の最重要課題は、組織の活力の向上や事業の一層の拡大につながる会員拡大、とりわけ女性会員の拡大を重点にしています。また、企業退職予定者層などを対象とした入会勧奨の取り組みと新たな職域開拓への取り組みとを平行して実施し、幅広い層の入会を目指すこととしています。

次に、高齢化社会の問題解決の担い手としての家事援助サービスや空き家管理対策事業などを重点事業として推進するとともに、労働者派遣事業の積極的な推進を図って、人手不足企業等の下支えを図っていくとしています。

さらには、センターの活性化につながる会員の創意と工夫による独自事業の実施を推進するとしています。

3 青梅市シルバー人材センター事業を取りまく情勢

人口減少と少子高齢化が進行し、人口に占める高齢者の割合が増え続けています。第3次計画を策定した平成25年1月の青梅市の60歳以上の高齢者の割合は32.0%であったものが令和5年1月では38.2%と増加していますが、高齢者に占める会員数の割合は、平成25年度は会員が1,254人で割合が2.78%であったものが令和3年度には1,119人で2.27%と下がってきてしまいました。

また、契約金額についても平成30年度の4億2,114万円をピークに下がりはじめ、新型コロナウイルス感染症の拡大により更に影響を受けて、令和3年度の契約金額は4億円を下回ってしまいました。

4 計画の策定に当たって

(1) シルバー人材センターとは

シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく組織で、市区町村ごとに設置されています。

社会参加の意欲ある健康な高齢者が、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識経験に応じて、臨時的かつ短期的なものや軽易な就業を通して社会参加活動を確保することにより、健康で生きがいのある生活の実現と福祉の増進を図ることを以て、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としております。

また、公益法人の認定を受け、社会奉仕活動の機会確保など、今まで以上に公益性の高い組織活動が求められています。

(2) 計画策定の目的

就業を通じて健康で生きがいある生活の実現と福祉の増進、活力ある地域社会づくりに寄与するという目的に向かって、社会情勢や地域の多様なニーズに応じた安定的な公益社団法人にふさわしい事業活動を計画的に展開、推進するために「第4次中期計画」を策定するものです。

(3) シルバー人材センターの活動理念

高齢者が地域で働くことを通じて、活力ある高齢社会と地域社会づくりに貢献するとともに、高齢者が健康で充実した生活がおくれるよう、「自主・自立、共働・共助」を活動の基本理念として事業を展開していきます。

ア 自主的・主体的な組織活動

高齢者の就業機会の確保・拡大を図るため、理事会、地域班、職群班等のもと、会員同士が具体的な目標を定めて、課題や問題の解決にあたり、会員による自主的・主体的な運営を行う活動を行います。

イ 共働・共助の事業活動

グループ就業、ローテーション就業等を通じて、会員同士がお互いに仲良く協力し、力を合わせ、助け合い、分かち合いの精神を発揮して活動することを基本とします。活動にあたっては、会員自身が自らの健康管理と就業環境の整備に努めることが原則です。

(4) 計画策定に当たっての基本的な視点

ア 会員の増強

センター事業活動の源となる会員の拡大に向け、魅力あるセンターづくりに努め、市民へ情報発信を行うとともに入会活動を強化して、会員の拡大を目指します。とりわけ女性会員の拡大に向けた取り組みを進めます。

イ 信頼される仕事への取組み

「丁寧」、「確実」、「親切」な仕事を推進し、誰からも信頼され喜ばれる仕事を行っていきます。そのためには、就業マニュアルの

作成などを進め、就業環境の整備を図っていきます。

ウ 安全就業、適正就業の推進

会員全てが「安全は全てに優先する」の意識を堅持して就業することが必要です。また、適正就業ガイドラインに基づく就業や各種の研修を行って、会員の資質と技能の向上を図っていきます。

エ 地域への貢献

高齢化の進展に伴う家事援助への要請にも充分に対応して、地域に根ざした就業やボランティアなどの社会貢献活動などを進めていきます。

オ 生きがいのある生活づくり

働く意欲と能力のある会員が、共に助け合って就業する中で、就業してよかったと感じる、生きがいのある生活が得られるよう、多様な分野の就業機会の確保に努めていきます。

カ 効率的な組織運営

組織的な運営と効率的な事務処理を行って、計画の着実な実行と安定した事業運営を行なっていきます。そのため、会員の自主的・主体的な組織活動の促進と、事務機能の充実を図っていきます。

5 中期計画

(1) 将来像

事業活動に当たっては、シルバー人材センターの組織として、また、会員個々の日頃の就業に当たって、将来像の実現に向かって行動し、その実現を目指すこととします。

【 親しまれ、信頼されるシルバーをめざして 】

《 発注者、地域から親しまれ、信頼されるシルバーを目指します。また、会員の就業機会の確保、生きがい・社会参加、健康維持などにより持続可能な社会の実現に貢献します。 》

(2) 計画期間

本計画は中期計画とします。

令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

(3) 基本的な目標

目標の設定(令和9年度)

計画の最終年度に目指す目標として、4つの目標を掲げました。

ア 会 員 数 : 1,200 人

イ 契 約 金 額 : 4億3,000 万円

ウ 就 業 率 : 75 %

エ 事 故 件 数 : 0 件

(4) 中期計画の施策

将来像の実現に向けて推進するために6つの目標を掲げ、それを実現するための具体的な施策を進めることとします。

『 会員の増強 』

平成25年度は1,254人であった会員が、令和3年度には1,119人へと減少してしまいました。

このため、センター事業活動の源となる会員の拡大に向け、魅力あるセンターづくりに努めて、市民へ情報発信を行うとともに、入会活動を強化して会員の拡大を図り、センターの活性化を目指します。とりわけ、女性会員の拡大に向けた取り組みを進めます。

1) 会員拡大への取組み

(1) 会員の拡大

センター事業の源となる会員の拡大に向け、魅力あるセンターづくりに努め、入会活動の強化に取り組みます。

(2) 女性会員の拡大

高齢者人口の男女比率からみても、女性会員の拡大の余地が充分にあります。女性がシルバーに求めるものを分析し、女性の仕事の選択枠を増やす等、会員の拡大に向けて取り組みます。

(3) 退会者抑制への取組み

「自分に適した仕事が無い」などで、止むなく退会する会員を少なくするための対策を進めます。

2) 就業開拓の強化

(1) 就業開拓活動の促進

会員の多種多様な就業が求められるなかで、就業の場の確保はセンター事業にとって重要な課題です。

市民センター等の市施設へのパンフレットの配置を行うほか、「いきいきシルバーまつり」や市内のフェスティバルなどにおいてセンター事業の宣伝活動を推進していきます。

また、開拓に当たっては、シルバーの業務内容を説明する詳しいパンフレットを作成し、会員と事務局員とで効果的な開拓を行っていきます。

3) 情報発信の充実

(1) ホームページ、パンフレットなどによる市民への情報発信

ホームページやパンフレットなどにより、市民にシルバー人材センターを知ってもらい、入会の促進を図ります。

『信頼される仕事への取組み』

これからも「丁寧」、「确实」、「親切」な仕事を推進し、誰からも信頼され喜ばれる仕事を行っていきます。そのためには、就業マニュアルの作成などを進め、就業環境の整備を図っていきます。

また、積極的な就業開拓と新たな生活様式に対応した業務の発掘に努

めて、会員の就業機会の確保・拡大を行っていきます。とりわけ、女性会員の就業機会の確保・拡大に努めていきます。

1) 信頼される仕事の推進

(1) 「丁寧」、「確実」、「親切」な仕事の推進

会員がもつ知識、経験、技能を活用し、「丁寧」、「確実」、「親切」を合言葉として、信頼される仕事に取り組みます。

(2) 迅速、効率的な就業の推進

植木や除草など季節的に集中する職種においては応援体制を構築し、受注に対して迅速に対応するとともに分業制を取り入れるなど、効率的な就業に努めます。

(3) 職群班の就業環境整備

会員相互のコミュニケーションを通じて魅力ある就業環境を作るため、引き続き職群班の整備に努めます。また、整備にあたっては随時可能な職場から職群班づくりを行います。

(4) 就業マニュアルの作成推進

受注した業務を確実に遂行するため、一部の就業先においては、会員自ら就業先に見合った就業マニュアルを作成しております。

自主的・主体的な組織活動と共働・共助の事業活動を推進するため、各就業先の就業マニュアル作りを支援します。

(5) 職場のミーティングの実施

複数の会員が交代で就業している職場は、定期的に職場のミーティングを行い、情報交換等を行って問題点の発掘や整理、解決を図り、よりよい職場作りを行います。

2) 就業機会の確保と拡大

(1) 就業機会の拡大

会員の就業ニーズ、企業等のニーズを把握・分析して、就業機会の拡大に向けた取り組みを行い、就業率が向上するよう努めます。

(2) 女性会員の就業機会の確保・拡大

女性委員会による女性会員の就業実態、就業の課題等に関する検討を行い、「生活援助サービス」など女性の特性を生かした就業の場の確

保・拡充を図ります。

また、引き続き市へ就業機会の提供の要請を行うとともに、市内事業所へ就業開拓により就業の場の拡大に努めます。

(3) 男性就業職を女性への見直し

これまで男性としてきた職場について、就業可能な職場があれば見直しを図り、女性も就業が出来るよう就業機会を増やします。

(4) 労働者派遣事業の推進

会員がもつ知識、経験を有効に活かし、多様な就業機会を確保するため「シルバー人材センター等労働者派遣事業」の事業所として、業務の拡大を推進します。

派遣業務の開拓を図るため、上部団体であるしごと財団や他のシルバー人材センターと連携するとともに、青梅市や市内大規模事業所へのPR活動等を進めてまいります。

3) 新しい分野への取組

(1) 新しい生活様式に対応した就業機会の確保

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、新たな職域として、マスクの製作や買物代行などがでてきました。新しい生活様式に対応した業務の発掘に務め、新たな就業機会の確保を行っていきます。

(2) 多様な働き方の推進

会員の多様な就業ニーズに応え、請負就業に加え、労働者派遣による働き方を推進します。

※1

(3) 新総合事業、介護プランナーへの対応

介護事業における新総合事業、介護プランナーの新しい事業への対応を進め、取り組んでいきます。

(4) 人手不足企業への派遣や協業の推進

小売業、サービス業等の人手不足企業への派遣や、高齢者の就業機会創出等に取り組む企業との協業に取り組んでいきます。

(5) デジタル技術の活用推進

デジタル社会の到来を踏まえ、スマホ・パソコン教室などの開催のほか、IT企業などへの派遣や、スマホを活用した業務連絡、入会手

※2

続きなどにICTを活用し、業務の効率化を推進します。

また、会員がスマホ・パソコンなどが使えるよう、講習会などを開催して支援します。

『安全就業、適正就業の推進』

会員全てが「安全は全てに優先する」の意識を堅持して就業に就くことが必要です。また、適正就業ガイドラインに基づく就業や各種の研修を行って、会員の資質と技能の向上を図っていきます。

1) 安全就業の推進

(1) 安全意識の高揚

「安全就業強化月間」、「冬期傷害事故防止月間」、「私は事故を起こさない大会」を引き続き実施するとともに、さまざまな機会を通じて、安全意識の高揚に努めます。

(2) 各地域、各職場での安全意識の高揚

既に一部地区で実践されている「自分の安全は自分で守る」といった会員一人ひとりの安全意識の高まりの輪を、地域、職場へと広げるとともに、職場ごとの安全目標の設定を推進します。

(3) 職場巡回の実施

定期的に現場訪問を実施し、各職場の安全就業実態を把握するとともに、改善が必要な職場においては、改善策の検討を行うなど安全就業の指導および啓発活動を行います。

(4) 安全対策基本計画の適宜見直し

事故の発生原因究明、防止策を検討し、事故防止に常時努めるとともに実態に即した計画の見直しを行い、職群ごとの事故防止（安全就業）マニュアルの策定を進めます。

(5) 安全就業に関する規定等の啓蒙

安全就業の心得を始め、安全就業に関する規定など、会報等を通じて会員への啓蒙に努めます。

(6) 安全就業研修の実施

会員の安全就業に資するため、熱中症予防対策や機器取扱い研修を実施し、安全就業の推進に努めます。また、就業支援講習のため、機器の取扱いについての指導者や安全指導員の養成に努めます。

なお、就業場所での刈払機・チェーンソーの取扱いについては、原則として特別教育修了者でなければ取り扱えないなど、安全対策を講じます。

2) 交通安全の推進

(1) 自転車安全運転講習の実施

就業および就業途上の交通事故を防止するため、青梅警察署と連携し安全運転教室を実施します。なお、高齢者の自転車による死亡、重篤事故が増加していることから、自転車安全運転講習を重点に実施していきます。

(2) 地域の安全運転講習会への参加

青梅警察署が、各地域で実施している安全運転講習会への積極的参加を呼びかけ、交通法規の改正など新しい情報を習得し、交通安全意識の高揚に努めます。

3) 適正就業の推進

(1) 適正就業ガイドラインに基づく就業

適正就業ガイドラインに基づき、発注者および会員に対し、就業の仕組みについての啓蒙を行い、適正就業の推進に努めます。

(2) チェックシートの活用

受注にあたっては、チェックシートを活用し、適正、不適正の判断を行い、適正就業の推進に努めます。

(3) 会報等による規定等の周知

会報や地域班会議等を通じ、就業等に関する規程の周知に努めます。

(4) 就業する職場や業務のホームページ等への掲載

就業する職場や業務の内容がわかるものをホームページや小冊子等で会員に公表し、会員の疑問の解消や就業して早々に辞める会員の抑制に努めます。

4) 会員の資質、技能の向上および人材育成

(1) 会員の資質、技能の向上および人材育成

会員の資質、技能の向上を図るため、研修の充実に努めます。また、しごと財団が実施する就業支援講習等を活用し、指導者の人材育成に努めるとともに研修参加者への支援を行います。

- ・ 接遇研修の実施
- ・ 機器取扱い研修の実施
- ・ 機器取扱い指導者研修の実施
- ・ 就業支援講習等への参加者支援
- ・ 入会説明会・新入会員研修会の充実

『 地域への貢献 』

高齢化の進展に伴って、日常生活を営む上で、室内外の清掃などの作業がままならぬ世帯が増加しています。

このような家事援助への要請にも充分に対応して、地域に根ざした就業やボランティアなどの社会貢献活動などを行って、信頼されるシルバーを目指すことにより、地域への貢献を進めていきます。

1) 迅速な対応

(1) 地域サービスの担い手として

超高齢化時代を迎え、高齢者世帯からの「ちょっとしたお手伝い」(家事援助等)の依頼が増加するものと考えられます。

これらの依頼に対しては、迅速な対応が求められることから、顧客ニーズに対応できる体制の整備を図っていきます。

(2) 高齢者に対する生活援助サービスの推進

青梅市から介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定を受けています。会員が「おうめ生活サポーター」として、高齢者に対する生活援助サービス(掃除、買物、調理、洗濯等)を積極的に取り組んでいきます。

また、青梅市および社会福祉協議会と連携し、少子高齢化施策の推進に協力するとともに、就業機会の拡大を図ります。

(3) 空き家等の管理業務の推進

所有者が市内に不在のため、維持管理が困難になっている空き家、

空き地等について、見回り、植木の手入れ、除草等の業務を、青梅市と連携しながら実施していきます。

2) ボランティア活動の推進

(1) 地域を中心としたボランティア活動の推進

現在、地域班により保育園を中心としたボランティア活動を実施し、地域社会に貢献しております。

今後も引き続き保育園を中心としたボランティア活動を推進し地域への貢献に努めていきます。

(2) 組織全体としてのボランティア活動の推進

青梅市および社会福祉協議会と連携したボランティア活動に取り組み、地域社会に貢献するとともに、会員の生きがいを推進します。

(3) 地域社会との信頼関係の確立

センターが地域社会の一員として存在意義を高めていくため、ボランティア等の社会活動の他、地域の課題解決につながる活動を行うことができるよう、日頃から市役所等と連携を強化し、地域貢献に取り組んでいきます。

3) 関係機関との連携

(1) 関係機関との連携

多様なニーズに応じた多様な就業機会を提供するため、市役所をはじめハローワーク、社会福祉団体、商工会議所などとの連携を図ります。

『 生きがいのある生活づくり 』

働く意欲と能力のある会員が、共に助け合って就業する中で、就業してよかったと感じる、生きがいのある生活が得られるよう、多様な分野の就業機会の確保に努めていきます。

1) 働き続けられる環境の確保

(1) 安定した就業場所の確保

公共からの受注は、会員に安定した就業機会を提供することができ

ることから、公共に対し、政策目的随意契約制度の活用や高齢者施策としての就業機会の確保・拡大の要望活動を行っていきます。

(2) 80歳を超えても活躍できる就業環境の創出

元気なうちはいくつになっても働きたいとの思いがあります。そのため就業環境を創出していきます。

(3) 生きがいが見つけれられる交流と就業機会の創出

生きがいが見つけれられるよう、会員同士が趣味や特技を通して交流や親睦を図るととともに、その趣味が就業に結び付くような事業を開設します。

2) 就業環境の整備

(1) 就業相談の充実

会員間でトラブルや就業上の悩みごとなどを早期に解決をするため、就業相談体制の充実を図ります。

(2) 地域班会議への参加

地域班会議は、その地区の会員が集まって、就業に当たっての情報交換や交流、行事の決定などを行う大切な会議です。そのため会員が集まり易い環境を作っていきます。

3) 健康管理

(1) 健康管理および維持・増進

健康を理由に就業を断念したり退会する会員が多くなっています。そのため、市で実施している各種健康診断等の積極的受診を呼びかけるとともに、病気予防等の研修を実施し、会員が健康で生きがいのある生活を送り、地域社会に貢献できるよう努めます。

(2) 感染症防止対策の徹底

新型コロナウイルス感染症は、高齢者ほど重篤化しやすいと言われています。一人ひとりが感染防止対策を徹底するとともに、コロナ禍における新たな生活様式の定着を促進します。

『 効率的な組織運営 』

組織的な運営と効率的な事務処理を行って、計画の着実な実行と安定した事業運営を行っていきます。そのため、会員の自主的・主体的な組織活動の促進と、事務機能の充実を図っていきます。

1) 自主的・主体的・効率的な組織活動の促進

(1) 自主的・主体的な組織活動の促進

シルバー人材センターの組織活動の理念である自主的・主体的な組織活動を一層促進するため、理事が事業展開の主体となる組織運営を行います。

(2) 効率的な組織運営

基礎単位である地域班の活性化のため、定期的に理事、班長、配布員との情報交換を実施するとともに、職群班の整備を図り、センター事業の拡大と迅速・効率的な顧客対応に努めます。また、事務や業務運営の一部を会員に移譲し、会員主体による組織運営をめざします。

(3) 会員への情報提供および事業参画

会報、ホームページ、地域班会議等を通じ会員への情報提供に努めます。また、イベントの企画等への会員の積極的参画を推進します。

(4) 独自事業への対応

「リサイクルショップ」、「よりみち」などは重要な独自事業です。問題等があれば迅速に対応が図れるよう、理事を含めた体制を作って対応します。

2) 事務機能の充実

(1) 事務機能の充実

シルバー事業の事務処理を迅速かつ効率的に処理するため、業務システムの充実を図るとともに、書類のペーパーレス化、情報セキュリティ対策等に取り組みます。

3) より適確なシルバー運営に向けて

(1) 情報公開

公益社団法人青梅市シルバー人材センター情報公開規程にもとづき情報を公開いたします。

- (2) ホームページの充実
ホームページの充実を図り、顧客や会員へのきめ細かい情報提供に努めます。
- (3) 個人情報の保護・管理の徹底
公益社団法人青梅市シルバー人材センター個人情報保護方針にもとづき、個人情報の保護と管理の徹底に努めます。
- (4) 未収金の早期回収
未収金については、督促を行うとともに回収の方策を検討し、早期の回収を図ることにより貸し倒れの防止に努めます。
- (5) 適格請求書等保存方式への対応
いわゆるインボイス制度が令和5年10月から導入されることから、導入に伴う現実的な対応策の検討を進めます。

※ 用語の解説

1 P8 新総合事業

介護において、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、市町村が地域の実情に応じて効果的かつ効率的な支援を実施することが出来る事業。

2 P9 ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術で、SNS上でのやり取りやメールでのコミュニケーション、オンラインショッピング等、人同士のコミュニケーションを手助けしたり、「IT技術を使ってどのように人々の暮らしを豊かにしていくか」という活用方法に関するもの。

6 第4次中期計画策定委員会設置要綱

青梅市シルバー人材センター 第4次中期計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、公益社団法人青梅市シルバー人材センターの事業を健全かつ計画的に遂行し、より発展を期するよう現行の長・中期計画(基本計画)を見直し、令和5年度を初年度とする新たな計画を策定するため、策定委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、理事会に報告する。

- 2 当センターの中期計画の策定に関すること。
- 3 その他中期計画に関する情報の収集等必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、会長が委嘱する委員11人をもって構成する。

- (1) 理事 6人
- (2) 会員 4人
- (3) 事務局 1人

2 委員会が必要と認めた場合は、センター事業に関わる関係者の出席を求めることができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

(任期)

第6条 委員の任期は、計画の策定が終了し、理事会に報告することにより終了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し、必要な事項は委員会が定める。

付 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行する。

7 第4次中期計画策定委員会委員名簿、計画策定の経過

第4次中期計画策定委員会委員名簿

番号		氏名	役職等
1	委員長	赤井幸夫	総務部会長
2	副委員長	藤野利雄	広報部会長
3	委員	吉崎信雄	会長
4	委員	内田治	副会長
5	委員(5月26日退任)	加藤好次	事業部会長
6	委員(8月18日就任)	江津昭治	事業部会長
7	委員	宮寺保夫	安全管理委員長
8	委員	加藤清子	女性委員会委員長
9	委員	三村恆世	安全管理委員会委員
10	委員	柳井君子	女性委員会委員
11	委員	小林裕美子	独自事業就業者(よりみち)
12	委員(3月31日退任)	加藤秀夫	事務局長
13	委員(4月1日就任)	梅林繁	事務局長

委員会補佐

1	委員会補佐	小澤龍司	事務局長代理
2	委員会補佐	秋本幸喜	主任
3	委員会補佐	小森陽介	主事

計画策定の経過

回数	開催日	検討内容
1	3月8日	<ul style="list-style-type: none"> 委員紹介 委員会の進め方と今後の日程 現計画の実施状況、各種資料提示
2	4月28日	<ul style="list-style-type: none"> 現状と課題の抽出 将来像、目標設定(会員数、契約額、他) 計画の構成案(骨子)
3	7月14日	<ul style="list-style-type: none"> 将来像(案)と各施策(案) 4つの目標 各部会等での検討の進め方について
4	11月1日	<ul style="list-style-type: none"> 計画案の検討、4つの目標の目標値について 概要版の検討
5	1月12日	<ul style="list-style-type: none"> まとめ

8 青梅市シルバー人材センターの概要

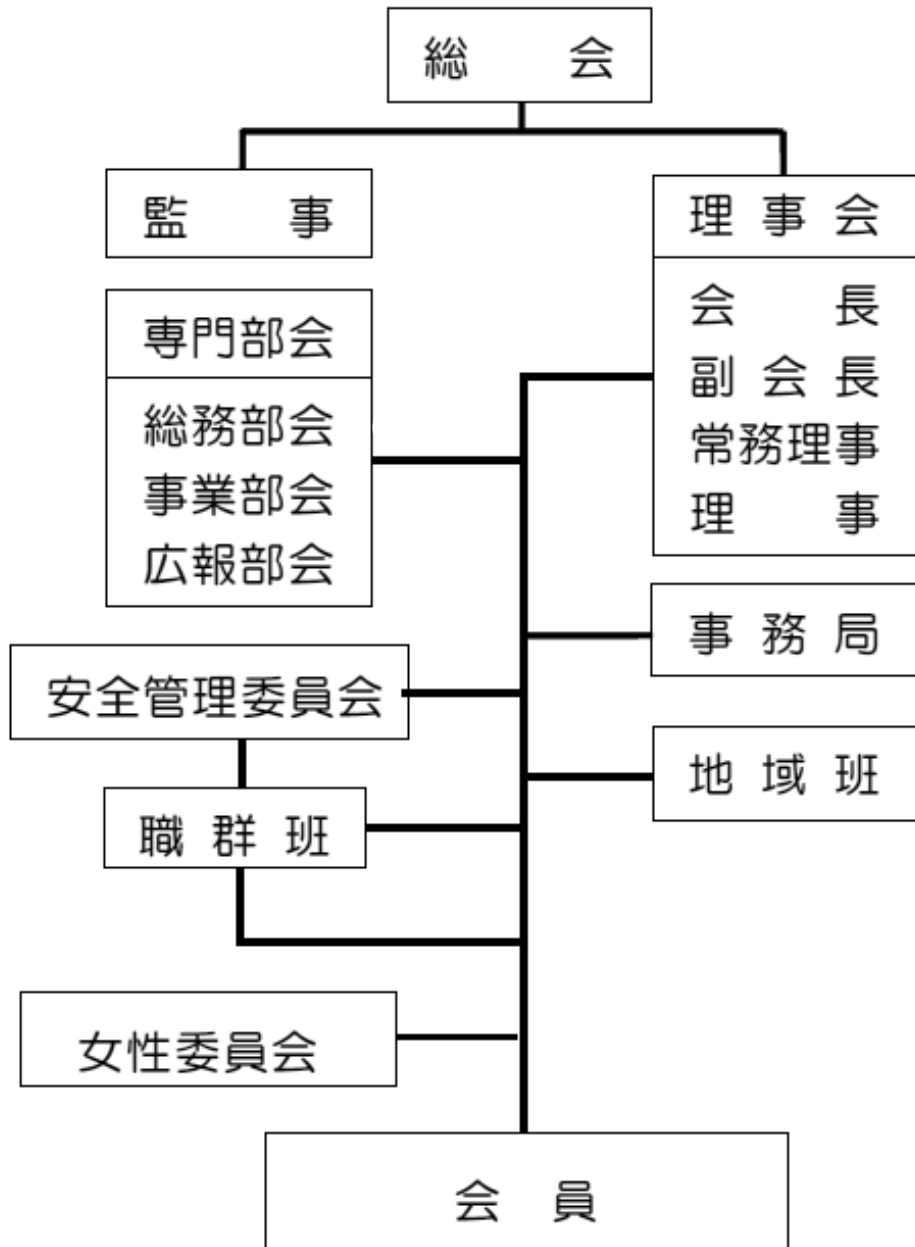
令和3年度実績（令和4年3月31日現在）

名 称	公益社団法人 青梅市シルバー人材センター	
所 在 地	青梅市千ヶ瀬町1丁目50番地（平成29年7月26日移転）	
設 立 年 月 日	昭和52年6月3日 「青梅市高齢者事業団」設立	
法人化年月日	昭和55年12月1日法人化 「社団法人 シルバー人材センター青梅市高齢者事業団」 平成2年7月2日名称変更 「社団法人 青梅市シルバー人材センター」 平成24年4月1日公益法人化 「公益社団法人 青梅市シルバー人材センター」	
役 員 構 成	理事 17人 監事 2人	
部 会	総務部会（理事4人）、事業部会（理事5人）、広報部会（4人）	
	安全管理委員会（理事5人、職群別会員5人、事務局長）	
	女性委員会（理事4人、地区委員8人）	
	就業審査委員会（理事3人、安全管理委員長、事務局職員2人）	
事務局職員	14人（正規職員5人、臨時職員9人）	
会 員 数	1,119人（男901人 女218人）	
平 均 年 齢	74.8歳（男74.8歳 女74.9歳）	
最 高 年 齢	93歳（男90歳 女93歳）	
平均就業年齢	75.7歳（男75.8歳 女75.2歳）	
最高就業年齢	90歳（男90歳 女87歳）	
就業実人員	794人（男636人 女158人）	
就 業 率	71.0%（男70.6% 女72.5%）	
契 約 件 数	4,555件	
契 約 金 額	398,736千円	
公共・民間比(%)	62.9/37.1	
会 費	年額 1,000円（毎年6月徴収）	
会員状況調査	毎年6月実施	
事 務 費	10%（令和2年度から）	
補 助 金	48,422千円（ランクA）	
	国	13,329千円
	都	13,243千円
	市	21,850千円

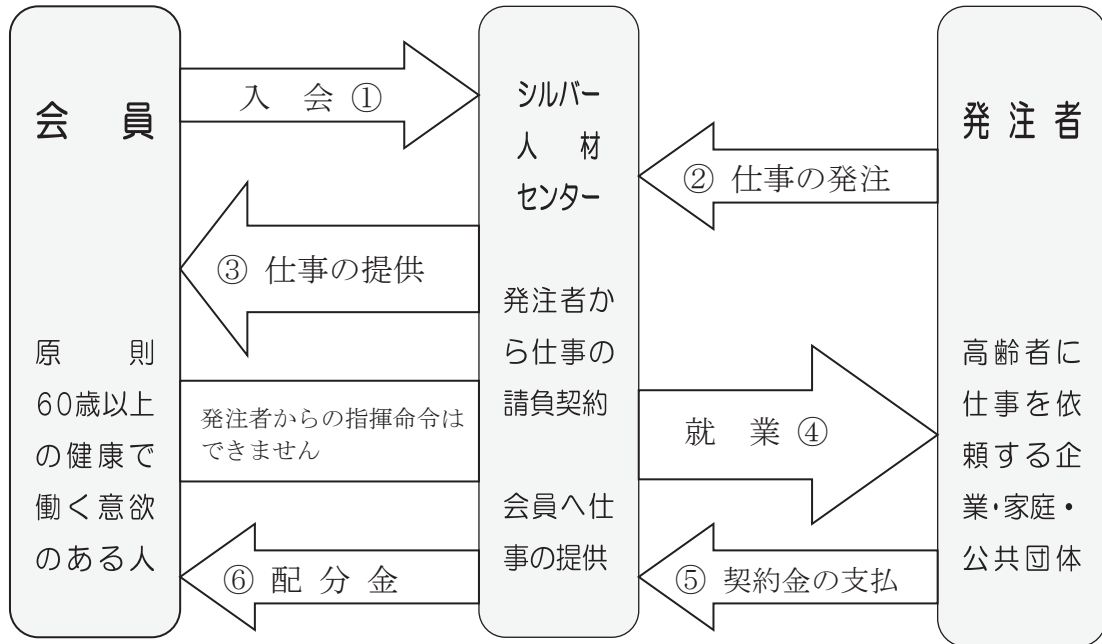
契 約 金 入 金 区 分	銀行振込み	50.4%
	コンビニでの支払い	42.5%
	現金（窓口支払い）	7.1%
配分金支払日	翌月月末（口座振り込み）	
入会システム	入会説明会受付（常時受付） 入会説明会月1回	
	理事会での入会承認（毎月第3木曜日）	
	新入会員研修会（毎月第3金曜日）	
会 報 発 行	シルバー青梅（毎月第3木曜日発行）	
	配布方法（理事 ⇒ 班長 ⇒ 会報配布員 ⇒ 会員）	
自主(独自)事業	ショップよりみち（手芸品、野菜販売）	
	パソコン教室（パソコン指導）	
	東原プール売店（軽食等販売 夏季期間）	
	リサイクルショップ（自転車、家具等リサイクル品販売）	
長・中期計画	第1次 長・中期計画（平成6年度～15年度）	
	第2次 長・中期計画「シルバープラン青梅」（平成15年度～24年度）	
	第3次 長・中期計画「シルバープラン青梅」（平成25年度～令和4年度）	
	第4次 中期計画「シルバープラン青梅」（令和5年度～9年度）	
（参考）青梅市の概要		
行 政 面 積	103.31平方キロメートル	
市 の 人 口 (令和4年3月31日)	130,762人	
	男	65,684人
	女	65,078人
	※内60歳以上人口：49,378人 (比率37.8%)	
	男	22,891人
	女	26,487人

9 青梅市シルバー人材センターのしくみ

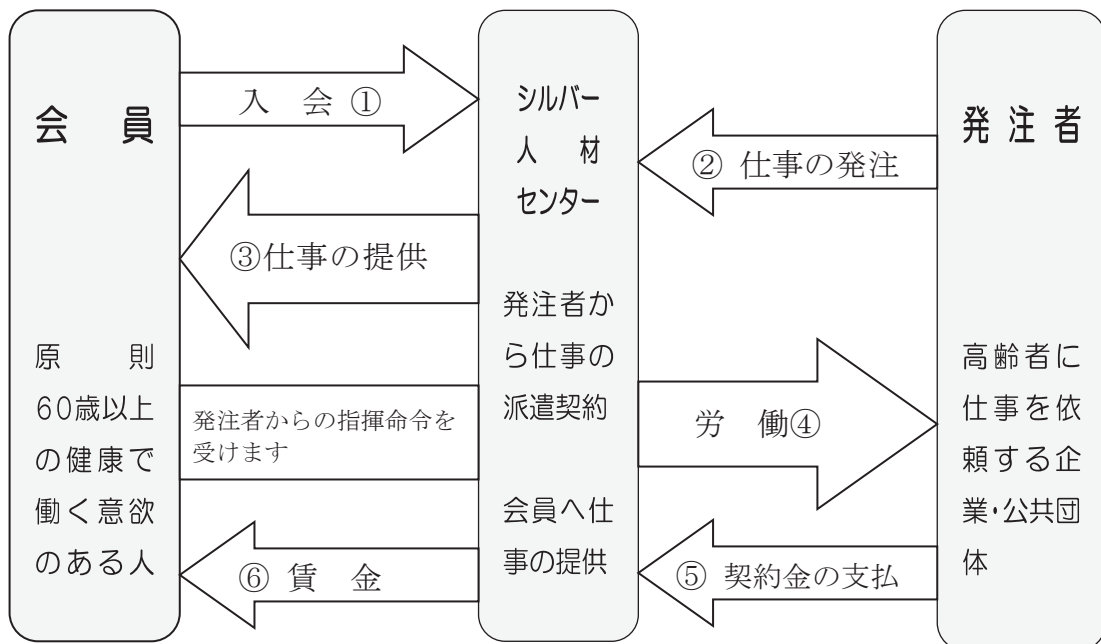
組 織 図



請負の仕事



派遣の仕事



1 1 シルバー人材センターの法的な位置付け

シルバー人材センターの設立と事業活動を行う主な根拠法令は、「高齢者の雇用の安定に関する法律」および「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」となります。

以下に、その一部を抜粋します。

(1) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律

国及び地方公共団体の講ずる措置

第三十六条

国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業又は次条第一項の軽易な業務に係る就業を希望するこれらの者について、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し、その他その就業の機会に確に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

指定等

第三十七条第1項

都道府県知事は、定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村の区域ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一部を省略

業務等

第三十八条第1項

シルバー人材センターは、前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- 二 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと。

三 高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務を行うこと。

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

目的

第一条

この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

定義

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(一から三は省略)

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表(第二条関係)

四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業

五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業

十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業

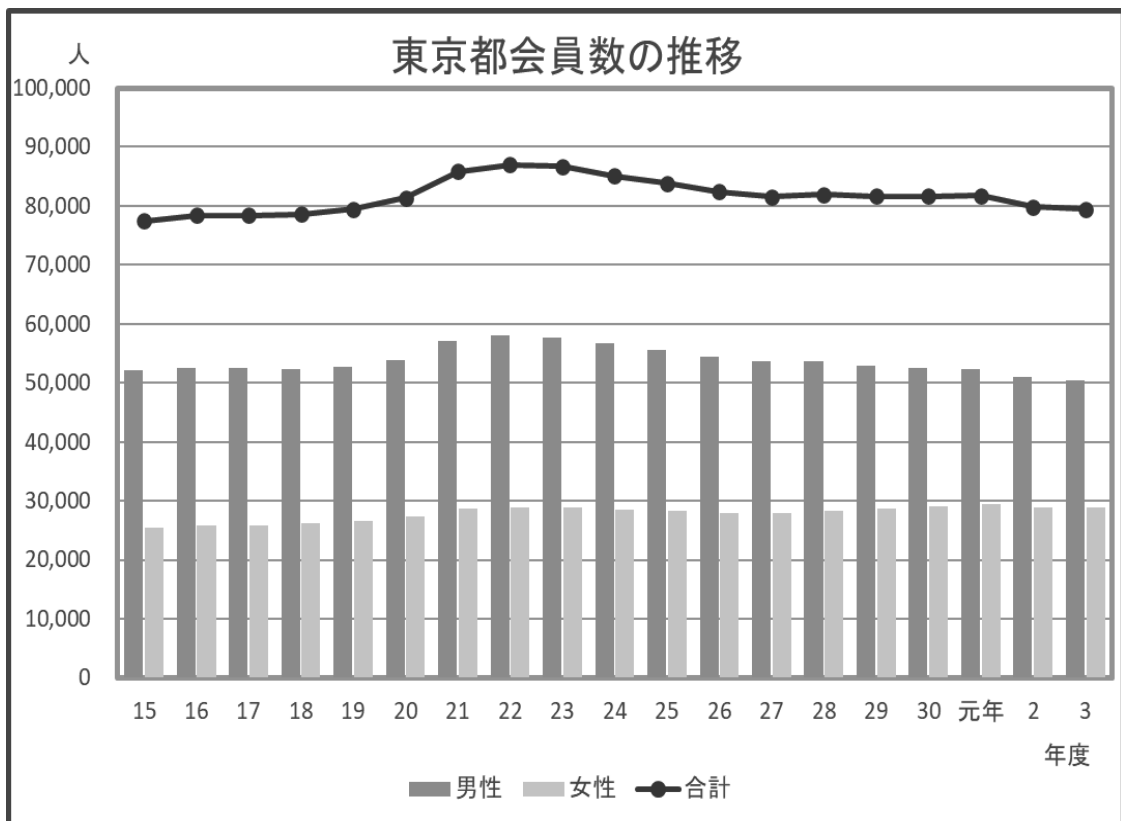
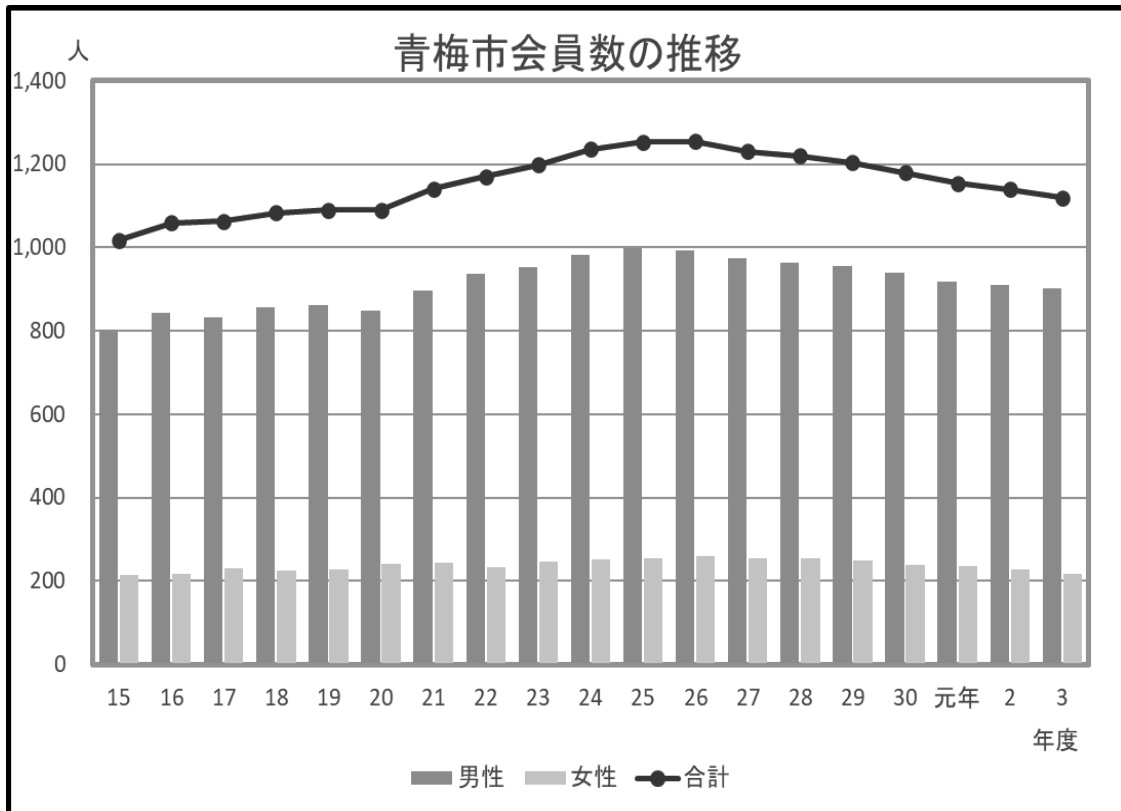
(一から三、六から十八、二十から二十三は省略)

1 2 付属資料

青梅市シルバー人材センター会員数の推移

区 分	青 梅 市			区 分	東 京 都		
年 度	男性(人)	女性(人)	合計(人)	年 度	男性(人)	女性(人)	合計(人)
平成15年度	803	215	1,018	平成15年度	52,091	25,412	77,503
16年度	843	216	1,059	16年度	52,621	25,796	78,417
17年度	833	231	1,064	17年度	52,531	25,889	78,420
18年度	857	226	1,083	18年度	52,425	26,161	78,586
19年度	863	227	1,090	19年度	52,823	26,652	79,475
20年度	849	241	1,090	20年度	53,923	27,403	81,326
21年度	896	245	1,141	21年度	57,133	28,705	85,838
22年度	936	234	1,170	22年度	58,076	28,890	86,966
23年度	952	247	1,199	23年度	57,768	28,980	86,748
24年度	983	253	1,236	24年度	56,677	28,446	85,123
25年度	999	255	1,254	25年度	55,533	28,269	83,802
26年度	994	261	1,255	26年度	54,410	28,035	82,445
27年度	975	255	1,230	27年度	53,649	27,929	81,578
28年度	965	255	1,220	28年度	53,607	28,344	81,951
29年度	956	248	1,204	29年度	52,957	28,739	81,696
30年度	941	239	1,180	30年度	52,599	29,033	81,632
令和元年度	919	235	1,154	令和元年度	52,348	29,452	81,800
2年度	911	229	1,140	2年度	50,936	28,880	79,816
3年度	901	218	1,119	3年度	50,462	28,963	79,425

* 会員数は、年度末（3月31日）現在

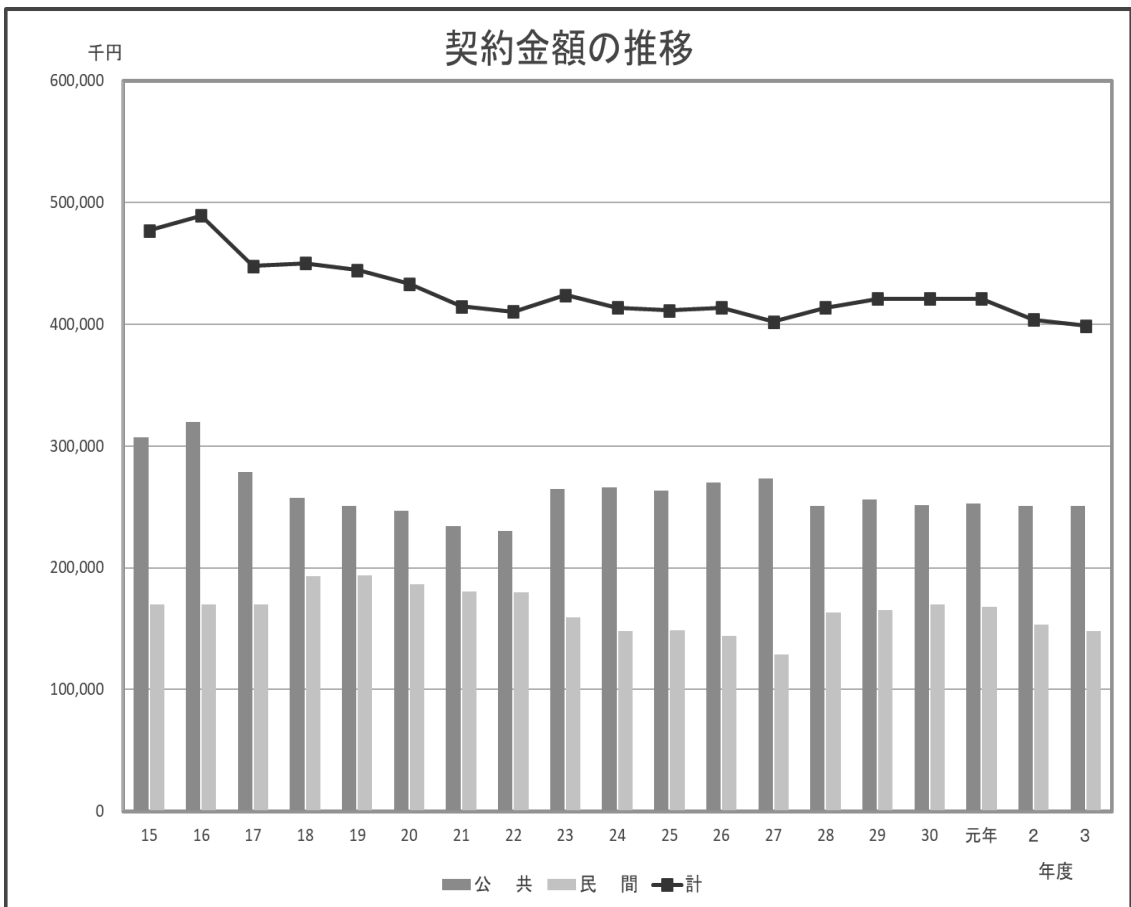
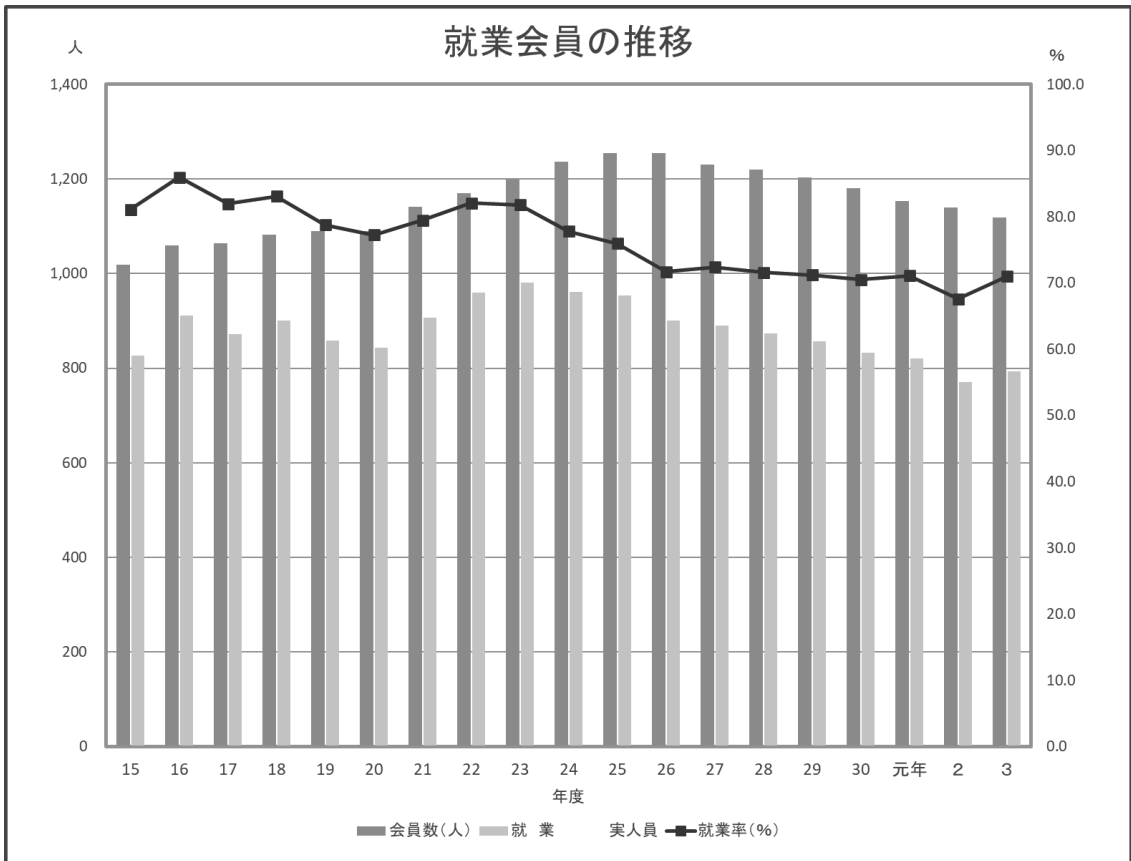


事業実績の推移(平成30年度からは派遣事業を含む)

年 度	会員数 (人)	就業率 (%)	就 業 実人員 (人)	契 約 件 数 (件)	契 約 金 額 (円)		
					公 共	民 間	計
平成15年度	1,018	81.1	826	4,080	307,047,103	170,187,823	477,234,926
16年度	1,059	86.0	911	4,162	319,804,212	169,753,813	489,558,025
17年度	1,064	82.0	872	4,256	278,336,251	169,696,581	448,032,832
18年度	1,083	83.1	900	4,543	257,259,721	193,154,595	450,414,316
19年度	1,090	78.8	859	4,663	250,661,989	193,853,190	444,515,179
20年度	1,090	77.3	843	4,644	246,514,948	186,749,339	433,264,287
21年度	1,141	79.5	907	4,464	233,891,386	180,800,559	414,691,945
22年度	1,170	82.1	960	4,512	230,437,361	179,889,708	410,327,069
23年度	1,199	81.8	981	4,531	265,000,048	159,018,816	424,018,864
24年度	1,236	77.8	961	4,509	265,922,629	147,939,405	413,862,034
25年度	1,254	76.0	953	4,534	263,127,820	148,497,472	411,625,292
26年度	1,255	71.7	900	4,461	269,740,780	144,052,932	413,793,712
27年度	1,230	72.4	890	4,229	273,136,983	128,991,680	402,128,663
28年度	1,220	71.6	874	4,244	250,453,477	163,211,189	413,664,666
29年度	1,204	71.2	857	4,288	256,118,767	164,990,833	421,109,600
30年度	1,180	70.5	832	4,555	251,499,664	169,649,618	421,149,282
令和元年度	1,154	71.1	820	4,561	253,066,908	167,908,512	420,975,420
2年度	1,140	67.6	771	4,422	250,751,421	153,017,053	403,768,474
3年度	1,119	71.0	794	4,555	250,830,812	147,905,541	398,736,353

派遣事業の実績(事業実績に占める派遣事業の実績)

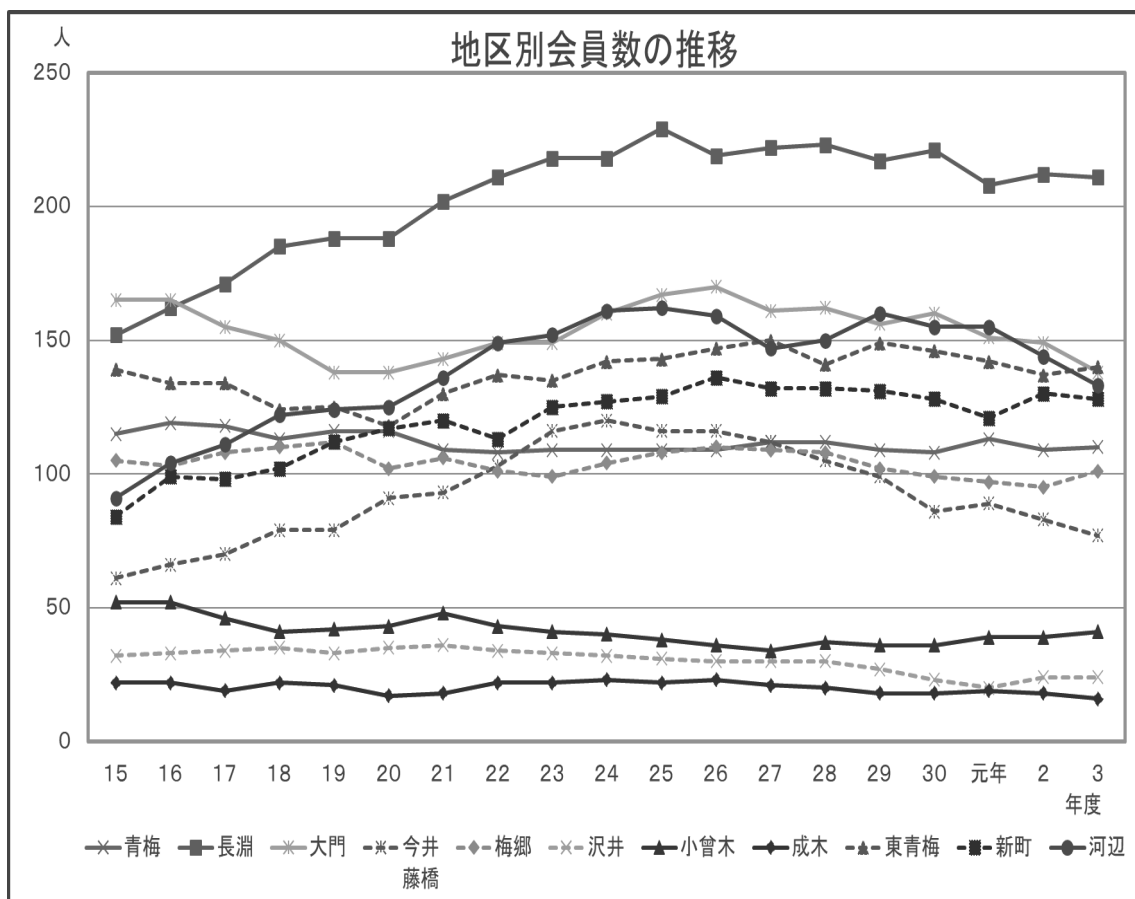
年 度	就 業 実人員 (人)	契 約 件 数 (件)	契 約 金 額 (円)		
			公 共	民 間	計
平成30年度	4	1	2,824,324	0	2,824,324
令和元年度	4	1	2,785,128	0	2,785,128
2年度	10	5	2,921,480	1,321,527	4,243,007
3年度	22	3	3,237,308	1,334,569	4,571,877



地区別会員数の推移

単位:人

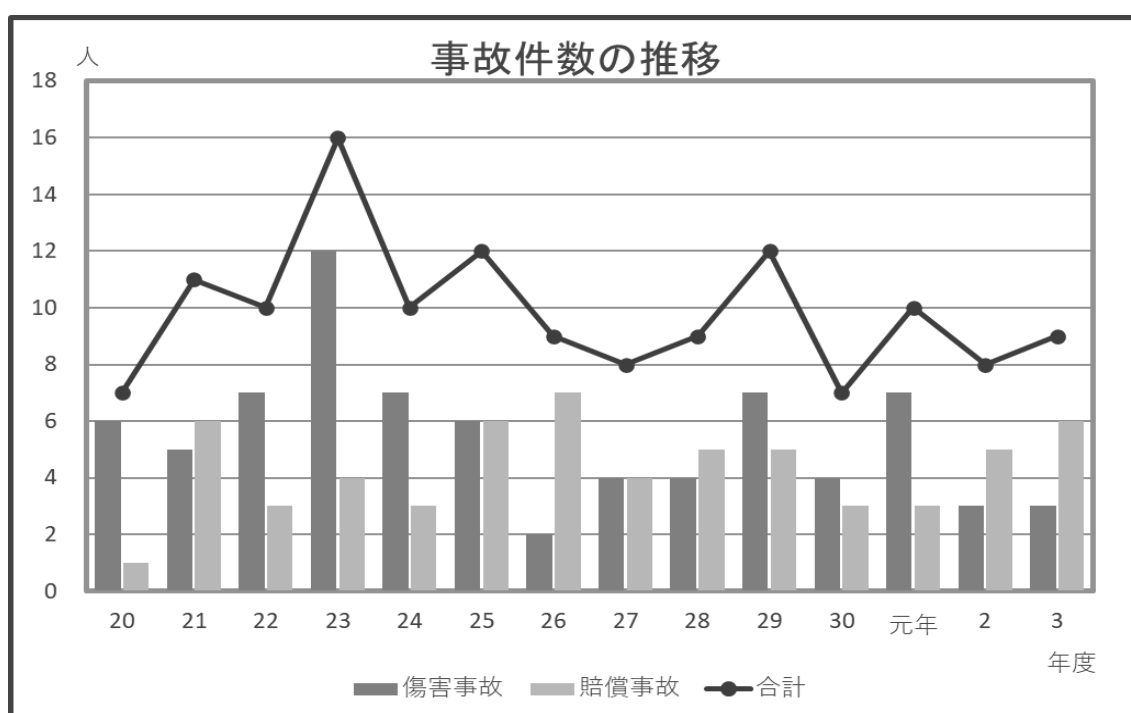
地区 年度	青梅	長淵	大門	今井 藤橋	梅郷	沢井	小曾木	成木	東青梅	新町	河辺	合計
平成15	115	152	165	61	105	32	52	22	139	84	91	1,018
16	119	162	165	66	103	33	52	22	134	99	104	1,059
17	118	171	155	70	108	34	46	19	134	98	111	1,064
18	113	185	150	79	110	35	41	22	124	102	122	1,083
19	116	188	138	79	112	33	42	21	125	112	124	1,090
20	116	188	138	91	102	35	43	17	118	117	125	1,090
21	109	202	143	93	106	36	48	18	130	120	136	1,141
22	108	211	149	103	101	34	43	22	137	113	149	1,170
23	109	218	149	116	99	33	41	22	135	125	152	1,199
24	109	218	160	120	104	32	40	23	142	127	161	1,236
25	109	229	167	116	108	31	38	22	143	129	162	1,254
26	109	219	170	116	110	30	36	23	147	136	159	1,255
27	112	222	161	112	109	30	34	21	150	132	147	1,230
28	112	223	162	105	108	30	37	20	141	132	150	1,220
29	109	217	156	99	102	27	36	18	149	131	160	1,204
30	108	221	160	86	99	23	36	18	146	128	155	1,180
令和元年	113	208	151	89	97	20	39	19	142	121	155	1,154
2	109	212	149	83	95	24	39	18	137	130	144	1,140
3	110	211	138	77	101	24	41	16	140	128	133	1,119



事故件数の推移

年 度	傷害事故(件)	賠償事故(件)	合計(件)
平成20年度	6	1	7
21年度	5	6	11
22年度	7	3	10
23年度	12	4	16
24年度	7	3	10
25年度	6	6	12
26年度	2	7	9
27年度	4	4	8
28年度	4	5	9
29年度	7	5	12
30年度	4	3	7
令和 元年度	7	3	10
2年度	3	5	8
3年度	3	6	9

* 事故件数は、年度末（3月31日）現在



公益社団法人 青梅市シルバー人材センター

〒198-0043 青梅市千ヶ瀬1丁目50番地

電 話 0428-24-8171

F A X 0428-22-7948

U R L <https://www.ome-sc.or.jp>

E-mail ome@sjc.ne.jp